

平成21年 7月17日
監査委員事務局
次 長 成井 公伸
監査第一課長 砂川 啓治
(内線)5520 又は 5525 (直通) 301-5527

住民監査請求に対する監査結果について

茨城県監査委員は、平成21年5月21日に請求のあった県道結城二宮線に係る行政財産の管理を怠る事実に対する住民監査請求について、「請求には理由がないので、棄却する」との監査結果を7月15日請求人に送付しました。

1 請求人

笠原昭治（筑西市乙）、大林浩（筑西市柴山）、柴勝昭（筑西市国府田）

2 請求の内容

(1) 主張内容

- ・筑西市小川字八丁268番6，268番7，268番8の合計305㎡土地の地目は公衆用道路と登記されているにもかかわらず，同所268番1に在住の個人が自宅敷地として使用している。
- ・土木部用地課は上記3筆の土地は，県道結城二宮線の道路拡幅用地として供用していると強弁してきたが，平成21年2月26日付最高裁判決により，当該行政財産は個人の自宅敷地に使用していることが確定した。
- ・土木部用地課は，これを知り得ているにもかかわらず，行政財産を個人の自宅敷地として使用させている行為は，明らかに行政財産の管理を怠る事実である。

(2) 求める措置の内容

行政財産たる公衆用道路を，土木部用地課の裁量で個人の自宅敷地に使用させている行為は，財産の管理を怠る事実であり，当該違法行為を改め，法律に従った法律どおりの是正措置を講ずるべきである。

3 監査結果（棄却）

請求人の主張，監査によって確認した事実及び現県道結城二宮線に係る土地明渡し等請求事件の最高裁決定等の裁判結果から判断し，筑西市小川字八丁268番6の土地，268番7の土地，268番8の土地は，登記簿上は所有権者茨城県となっているが，県に所有権はなく，道路敷地としての実態が全くないことは明確であり，登記簿上茨城県名義になっていることをもって，行政財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がないので，棄却する。

4 監査結果に付す意見

最高裁決定後においても，昭和31年及び昭和60年当時，県は268番1の土地から分筆し，土地売買契約に基づき登記した268番6の土地，268番7の土地，268番8の土地の登記簿及び公図はそのままの状態が残っているので，県土木部用地課は，これら3筆の土地について売買契約を締結した関係人と協議し，速やかに登記簿及び公図の修正を図られたい。

【参考】

筑西市小川字八丁268番6, 268番7, 268番8の土地をめぐる経緯

- ・ 県は、昭和31年及び昭和60年に現県道結城二宮線の拡幅のため、県道に隣接していた土地を、自己所有の筑西市小川字八丁268番1の土地の一部であると認識していた個人及びその相続人である妻から取得し、268番6の土地、268番7の土地、268番8の土地を公衆用道路として登記し、現在に至るまで占有し、道路の用に供してきた。
- ・ 平成17年11月に監査請求人の一人が原告となって「土地所有権の確認と現状回復、明け渡し」を請求して提訴し、県道結城二宮線に係る土地明け渡し等請求事件が訴訟となった。
- ・ 裁判では、県の道路敷地の帰属が争われ、「県は、この道路敷地は、268番1の土地から分筆し、取得した268番6の土地、268番7の土地、268番8の土地であり、原告が主張する277番1の土地は、所在不明であり、係争地ではない」と主張してきたが、最高裁決定等の裁判結果により、その道路敷地は原告所有の277番1の一部であるとされた。
また、一方で「仮に係争地が原告所有の土地であったとしても「平穩の占有」により、所有権の時効取得をしている」との県の主張が認められた。
- ・ 県は、1審の判決後、平成20年3月に道路敷地として占有・管理している部分について277番1の土地から277番2の土地を分筆し、平成21年4月までに所有権を移転し、地目を公衆用道路として登記している。
- ・ 268番6の土地、268番7の土地、268番8の土地については、県に所有権はなく、登記のみが残っている状況になっている。